

要介護者などへの自立支援は、“人の手”によって行われるものだけでなく、“物”や“環境”が手助けしてくれることもあります。今回は“物”に焦点をあてて「福祉用具」をご紹介します。

### 福祉用具 とは？

心身機能低下により、日常生活に支障がある方の生活の手助けとなる用具のことです。義肢や車椅子などの補装具と呼ばれる機能補助用具も福祉用具の一部とされています。

### 福祉用具 の目的は？

「全くできなかったことを少しでも自分で出来るように」  
「一人でやる時間の短縮」「やりやすくなる」

などですが、全ての人にとって有用なものではなく、本人の能力、介護力、環境などに合わせて使うことで効果を発揮します。

介護保険や障害福祉諸制度が適用される品目では車いす、ベッド、杖やポータブルトイレなどがあります。ただし、使い方を間違えば、怪我をすることもありますので注意が必要です。



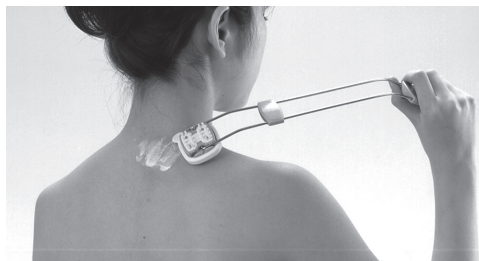
### 制度適用外 ですが 使い勝手の良いユニークな福祉用具 もあります！

#### 転倒予防靴下



履くと自然とつま先が上がるので、歩く時に地面や床の引っ張りに引っかかって転倒する事故を未然に防いでくれる商品です。

#### 自分で軟膏塗り「軟こうぬりちゃん」



ひとりでも背中や腰などに軟膏が塗れるようにサポートしてくれる商品です。



#### 自分で湿布貼り「ひとりでペッタンコ」



手が届きにくい背中や腰などにも、ひとりで手軽に湿布が貼れる商品です。

#### 自分で靴の着脱簡単に「シューヘルパー」



持ち手が長く、立ったままの姿勢で靴の「脱ぎ」「履き」両方をサポートしてくれる商品です。

制度が適用とならないため、お目にかかる機会も少ないと思いますが、心身の状態により何らかの日常生活上の支障がある場合、個人の状態に合わせて、使い勝手によっては自立に繋がる物もあるかも知れません。興味のある方は、保健福祉課地域包括支援センターまたは担当ケアマネージャーまでお気軽にご相談ください。